

<<<新旧対照表>>>

新	旧
○多治見市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱 平成20年11月26日告示第216号 (画像の提供) 第7条 管理責任者は、監視期間中に指定路線で発生した不法投棄について、次の各号のいずれかに該当し、記録媒体に不法投棄に関連する画像が記録されていると判断した場合、関係機関に画像を提供することができる。 (1) 一連の不法投棄行為が鮮明に撮影されている場合 (2) 指定路線に不法投棄された物品と酷似した物品が鮮明に撮影されており、不法投棄との関連性が極めて高いと判断できる場合 2 前項各号の規定に該当しない場合において、画像の提供を求められたときは、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定により、提供の可否を判断する。 3 前2項により提供する画像は、当該事由に係する最小限の画像とする。 4 第1項及び第2項により画像の提供を行う場合は、撮影画像管理票（別記様式第3号）を作成し画像提供の事実を記録する。 5 第1項及び第2項により提供された画像は、必要が無くなり次第速やかに消去を行わなければならない。 6 撮影画像管理票は、当該画像の消去後3年間保存する。 <u>（監視カメラの設置の届出）</u> 第9条 管理責任者は、新たに監視カメラを設置しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を総務課長に届け出なければならない。ただし、緊急を要する場合にあっては、設置後に速やかに届け出るものとする。 (1) 監視カメラの設置場所 (2) 撮影範囲を示した図面 (3) 監視カメラの仕様（画像の解像度、保存期間等をいう。） (4) 管理者 2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項を変更しよう場合に準用する。 <u>（運用状況の点検）</u> 第10条 管理責任者は、毎年1回、監視カメラの運用状況について点検しなければならない。	○多治見市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱 平成20年11月26日告示第216号 (画像の提供) 第7条 管理責任者は、監視期間中に指定路線で発生した不法投棄について、次の各号のいずれかに該当し、記録媒体に不法投棄に関連する画像が記録されていると判断した場合、関係機関に画像を提供することができる。 (1) 一連の不法投棄行為が鮮明に撮影されている場合 (2) 指定路線に不法投棄された物品と酷似した物品が鮮明に撮影されており、不法投棄との関連性が極めて高いと判断できる場合 2 前項各号の規定に該当しない場合において、画像の提供を求められたときは、<u>多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号。以下「条例」という。）</u>の規定により、提供の可否を判断する。 3 前2項により提供する画像は、当該事由に係する最小限の画像とする。 4 第1項及び第2項により画像の提供を行う場合は、撮影画像管理票（別記様式第3号）を作成し画像提供の事実を記録する。 5 第1項及び第2項により提供された画像は、必要が無くなり次第速やかに消去を行わなければならない。 6 撮影画像管理票は、当該画像の消去後3年間保存する。 <u>（個人情報保護審議会の関与）</u> 第9条 市長は、年1回、本要綱の施行状況を<u>条例第7条に規定する個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）</u>に報告し、個人情報の適正管理について意見を求めなければならない。 第10条 市長は、本要綱を改正しようとする場合（法令等の改正に伴う改正等の軽微な改正を除く。）又は監視カメラの台数変更等個人情報の収集量の大幅な増加を行おうとする場合は、あ

新		旧	
<u>別記様式第3号（第7条関係）</u>		<u>あらかじめ審議会に意見を求めなければならない。</u> <u>別記様式第3号（第7条関係）</u>	
摘要	改正理由 個人情報保護法の改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律。令和5年4月1日施行部分）に伴い、自治体における個人情報保護も同法の対象となります。 また、これに伴い、個人情報保護審議会を廃止します。 このため、標記要綱で引用する法令・例規を改めるとともに、審議会にかかる規定を削除することとします。		